



## 町税などの納付が 便利になりました

平日に窓口で納付ができない方は、イオン日吉津店内にある鳥取銀行で土日・祝日も納付ができるようになりました。

◆対象店舗  
とりぎんイオン日吉津支店

イオンモール日吉津東棟1階  
☎0859・27・2822

◆営業時間  
平日・土日・祝日  
10時～18時

◆取扱業務  
各種税金・上下水道使用料・保育料など

※納付の際には「各納税・納付通知書兼領収書」をお持ちください。

## 平成25年度 固定資産税の 縦覧・閲覧

平成25年度の固定資産税の縦覧（閲覧）期間は次のとおりです。固定資産税の縦覧とは、納税者が所有する土地・家屋の価格が適正であるかどうかを確認するため、縦覧帳簿により他の土地・家屋の価格と比較することができる制度です。

### 縦覧・・・縦覧帳簿

◆期間 4月1日～5月31日  
（土・日・祝は除く）

◆場所 税務課、各支所総合窓口課

### ◆縦覧できる方

土地または家屋を所有する納税者（課税標準額が免税点未満の方は税負担がないため、縦覧はできません）

※土地、家屋のいずれか一方の資産を所有している方はその資産のみの縦覧となります。

※納税管理人、同居の家族も縦覧できます。



### ◆縦覧できる内容

○土地・所在、地番、地目、地積、価格  
○家屋・所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格  
※所有者・課税標準額は記載されません。

### ◆縦覧に必要なもの

本人確認できるもの（納税通知書（前年度分でも可）、または運転免許証など）

◆手数料 無料

◆その他 縦覧帳簿のコピーはできません。

### 閲覧・・・名寄帳

#### ◆期間

閲覧期間に制限はありませんが、縦覧期間中は手数料が異なります。

◆場所 税務課、各支所総合窓口課

#### ◆閲覧できる方

納税義務者、納税管理人、同居の親族

### ◆閲覧に必要なもの

本人確認できるもの（納税通知書（前年度分でも可）、または運転免許証など）

#### ◆手数料

縦覧期間中は閲覧は無料

#### ◆その他

名寄帳のコピーは、1枚につき20円必要です。

#### ◆問い合わせ先

税務課

☎0859・54・5208

## 軽自動車税の 減免について

次の対象車種をお持ちで軽自動車税の減免を希望される方は、申請期限までに役場税務課で減免申請をしてください。

### ◆対象車種

次のどちらかの要件を満たす軽自動車など

・身体に障がいのある方が所有する軽自動車などで、本人または家族が運転するもの

・18歳未満の身体に障がいのある方、または精神に障がいのある方と生計を同じにする家族が所有している軽自動車などで家族の方が運転するもの

※障がいの等級など要件を満たさないと、減免が受けられません。詳しくは役場税務課にお問い合わせください。

◆申請期限 4月19日（金）

#### ◆必要書類

軽自動車税納付書、身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（通院医療費の公費負担番号が記載されているもの）のいずれか、印鑑、運転免許証

#### ◆申請・問い合わせ先

税務課

☎0859・54・5208